



発行所 ☎730-0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島県支部
 発行人 高見誠一
 TEL(082)228-8250
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号
 中外印刷株式会社
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防広島」の購読料が含まれています。 3月号

平成29年度

建設業 年度末労働災害防止強調月間

(期間 平成30年3月1日~3月31日)

労働災害防止活動を実施しています!!

本誌先月号にてご案内しました「建設業年度末労働災害防止強調月間」には、当支部各分会において強調月間パトロールが展開されております。(2月実施の分会もあります。)

広島分会では、3月2日に特別安全パトロールが実施され、当日は東区、西区、南区・安芸地区、中区、東広島の合計5つの地区で水道用大規模トンネル工事、バイパス高架橋工事、私立中学・高等学校校舎増築工事、20階建て複合建物新築工事、マンション新築工事等の工事現場を分会役員、安全指導者、地区委員、広島中央労働基準監督署職員2名、建設防広島県支部駐在の安全管理士も加えて総勢42名でパトロールしました。

各現場とも、安全管理は徹底されていましたが、建設業の作業経験の少ない作業者の新規入場教育の実施状況、車両系建設機械にかかる転落、挟まれ災害や墜落災害が多発していることから、建設機械の有資格者の確認、用途外使用の有無、接触防止対策、足場の作業床と躯体との開口部対策等の状況、現場統責者と職長・安責者との連絡調整、挨拶声かけ運動による現場作業者間のコミュニケーション、建設業フィンガー・チェック運動の推進等について、熱心にパトロールを行い、気が付いたことや改善方法について意見交換をしました。パトロールさせていただいた現場が無事故・無災害で竣工されるよう安全管理活動の継続をお願いしました。



東 区



西 区



東 広 島

広島県内の平成29年の死傷災害は、速報値(1月末現在)で前年同月比23件、7.1%減の303件となっており、過去最少を記録した平成27年の324件を下回る可能性があります。しかし、第12次労働災害防止計画の目標値である24年比の15%減295件は、残念ながら未達となりました。死傷災害全体に占める墜落・転落災害の割合は、前年よりやや減少したものの36.3%を占めており、倍増した死亡災害8件のうち3件(37.5%)が墜落・転落であることから、昨年12月から1月に行われた「墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を継続して行く必要があります。

人手不足の上、年度末、工期の追い込みに向けて現場が輻輳し、災害リスクも高まり、重大災害が全国的に多発する時期になります。工期が切迫する現場の安全管理は、忙しくても普段通りの基本に沿った災害防止対策の徹底をお願いいたします。

目 次

平成29年度建設業年度末労働災害防止強調月間 ... 1	平成30年4月から有期労働契約者の「無期転換ルール」
「平成29年度(2017年)全国・広島県「建設の安全」	が本格化します!!
この1年 ... 2	= 厚生労働大臣から「要請書」が発せられました = 6
建設業フィンガー・チェック運動の継続に関して	労働災害発生状況 ... 7
労働局に支援協力を要請 ... 4	講習・行事コーナー
足場の組立て等作業主任者技能講習の受講資格に	(平成30年3月~平成30年6月) ... 8
ご注意ください!! (足場組立て等作業の従事経験	
3年間又は2年間の「期間」について) ... 5	

平成29年度(2017年)全国・広島県 「建設の安全」この1年

建災防広島県支部

1 建設業の労働災害が減少している中で死亡災害が大幅増加

全国の建設業労働災害は、平成28年が死傷者数(15,058人)、死亡者数(294人)ともに過去最少となりましたが、平成29年は、1月末現在で死傷者数が前年同期より0.5%増加に転じ、さらに、死亡者数も、前年同期比16人、5.8%増加しました。

広島県内においては、平成27年が死傷者数(324人)、死亡者数(3人)が過去最少になりましたが、昨年、平成29年は、1月末現在で死傷者数が303人で、23件7.1%減少したのに対し、死亡者数が8人と前年の4人から倍増しました。

内訳は、交通事故2件、熱中症2件、墜落・転落災害2件、車両系建設機械による転落災害、吊り荷が作業者に激突する災害の2件に分類されるように、全国の建設業でも多発傾向である墜落・転落、重機災害、熱中症、交通事故等に代表される同じ類型で発生しています。

2 墜落・転落防止キャンペーン

災害発生頻度及び重篤度の高い墜落・転落災害を防止するため、厚労省は年末の12月1日から平成30年1月31日までの2か月間を「墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を提唱し、関係団体、企業の取組を要請しました。

3 「ストップ・ザ・労働災害」リーフレット

建災防広島県支部は、県内で発生した墜落・転落災害、車両系建設機械による死亡災害防止のための点検用リーフレットと点検・指差呼称のためのチェックリストを作成して活用を呼びかけました。

4 安全衛生教育関係の動き

安全衛生教育関係では、足場組立て等特別教育のうち、3時間の特例短縮教育が6月末に終了し、2年間で3577名が受講されました。一方で職長・安全衛生責任者の再教育制度である「能力向上教育」(職長等の職務に従事することとなった後、概ね5年ごと)が7月から始まりました。

5 建設業フィンガー・チェック運動

県内で平成27年から開始した「建設業フィンガー・チェック運動」が3年目を迎え、運動開始宣言を公表した店社・現場が300件を超えました。多くの店社、現場からいただいた事例をもとに「建設業フィンガー・チェック」運動事例集を作成するとともに、平成29年9月14日に開催した第51回広島県建設業労働災害防止大会において、優れた運動推進事業場を表彰し、事例発表を行いました。

6 安全帯に係る労働安全衛生関係規則等の改正の動き

落防止用個人用保護具に関する検討委員会最終報告が6月に公表され、一定の高所作業についてフルハーネス安全帯の使用を義務化するとともに、フルハーネス安全帯の構造規格の改正を行うことになりました。同時に一定の作業に従事する労働者に対し、フルハーネス安全帯の使用に係る特別教育を行うことが示されました。厚生労働省は、改正規則の施行を新年度早々に行う予

定です。建災防本部では厚生労働省のカリキュラムが確定後にテキストを作成し、新しい特別教育を開催することになります。

7 建設工事従事者の安全健康推進確保推進法の地方計画

建設業における工事の発注条件に安全衛生を配慮した条件を設定することや、労働者と同じ環境で働く一人親方の安全衛生、労災補償の支援を含む、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が昨年3月に施行され、これによる国の基本計画に基づき、各県において「地方計画」の作成・実施が全国の地方ブロックで協議（9月）され、今後各県ごとの計画・実施がなされることになります。

8 「働き方改革」と労働時間・休日問題と生産性向上の課題

東京オリンピック・パラリンピック関係工事（新国立競技場現場）で過労自殺が社会問題化する中で、昨年8月28日「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議による申し合わせ」により「建設工事による適正な工期設定等のためのガイドライン」が国交省から出されました。これは、政府の働き方改革実行計画（H29.3.28）において、5年間の猶予期間の後、建設業における時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされたことから、これに伴い、建設業の生産性の向上に向けた取組、適正な工期の設定などについて、民間も含めた発注者の取組が必要とされることからガイドラインが作成されたものです。

週休2日制の試行、モデル現場の設定のほかの取組が行われるなど、一般企業並みの休日制度の設定が中小建設業を含め大きな課題です。そのためには日給月給制度からの賃金制度の改善、週休2日制を前提とした工期設定の見直し、社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保のため、ICT技術等を導入・活用した建設業の生産性の向上の取組等が喫緊の課題として持ち上がっています。

9 技能講習にかかる修了試験問題の改革

建災防広島県支部では、建災防本部が作成した問題集に基づき、技能講習の修了試験問題を2択式から3択式、4択式に随時改正して行くこととし（酸欠・硫化作業主任者は4択式）、平成30年度からは「足場組立て等作業主任者」「地山掘削及び土止め支保工作業主任者」の技能講習修了試験問題を3択式に変更し実施することとしました。平成31年度には「型枠支保工組立て等作業主任者」の技能講習修了試験問題を改正するほか、他の問題についても順次改正をして行くこととしています。

10 足場組立て等作業主任者技能講習における受講資格の確認方法の改正

足場組立て等作業主任者技能講習の受講資格である業務従事経験（基本3年間、大学・高専・高校等の土木、建築等の学科を専攻した卒業者は2年）の事業主証明にあたり、この期間が平成29年7月1日以降を含む場合、足場の組立て等特別教育を実施していることが必要になるため、受講申込みにあたっては、労働局の指導により、建災防、元請、事業者の特別教育実施の修了証等の写しを添付し確認することになりました。特別教育は作業者として受講すべき教育であり、作業主任者技能講習は足場組立て業務を指揮監督する管理、責任者としての教育と位置づけられており、別々の教育であることからそれぞれが必要であるとされたものです。

建設業フィンガー・チェック運動の継続に関して労働局に支援協力を要請

1 今までの経過

建設業フィンガー・チェック運動は、平成26年5月広島中央労働基準監督署管内の建設業労働災害が約40%増加したことから、広島中央労働基準監督署、建災防広島分会、広島労務研究会の三者が連携し、指差呼称活動を「建設業フィンガー・チェック運動」と名付け、地域で行う災害防止活動として立上げられました。その活動の広がりや成果が反響をよんだことから、平成27年7月に広島労働局が広く県内全域に活動を拡大することとなりました。運動の趣旨に賛同して店社全体又は現場をあげて取組みを行う場合には、「建設業フィンガー・チェック運動取組開始宣言」を広島労働局、又は最寄りの監督署に送付し、公表が可能な場合は店社名、現場名を建災防ホームページに掲載することになりました。おかげさまで平成30年1月末現在325の店社、現場が宣言を公表されており、活動が広がりをみせています。

昨年は、宣言された店社・現場にお願いして、建設業フィンガー・チェック運動の取組事例を提供していただき、「建設業フィンガー・チェック運動事例集」を作成・配付し、ホームページに公開させていただくとともに、9月の広島県建設業労働災害防止大会で、取組の優れた店社を表彰し、うち1社に事例発表をしていただきました。

2 今後の取組の継続について

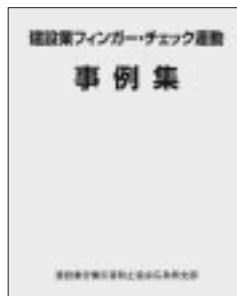
広島労務研究会の店社を始め、企業にアンケート調査等をしたところ、今後も引き続き建設業フィンガー・チェック運動を継続し、活動の定着に向け努力して行くことが重要であるが、そのためには、今まで以上に行政の後押し、支援があると進めやすいとの強い意見要望があり、建災防としても県内全体で運動を推進し、継続して行くべきだと考えております。

3 労働局長への要請

以上のことから、広島労働局が建設業フィンガー・チェック運動の取組の目安としている平成30年3月の期限をさらに延長していただくよう要請することとし、本年2月21日に建災防広島県支部専務理事、広島労務研究会幹事長が広島労働局を訪問し、広島労働局長宛て要請文を持参し、法宗健康安全課長にお渡しして支援継続のお願いをしました。



災害防止大会での事例発表



建設業フィンガー・チェック事例集



労働局への要請


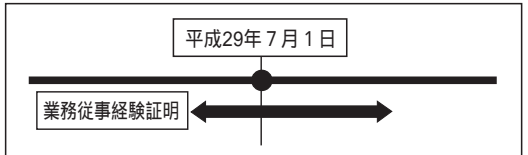

**足場の組立て等作業主任者技能講習の受講資格にご注意ください！
（足場組立て等作業の従事経験 3年間又は2年間の「期間」について）**

足場の組立て等作業主任者技能講習を受講するためには、年齢が21歳以上の方（足場組立て作業ができるのは年少者基準規則で18歳未満は禁止されているため）で、原則的に足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上（例外的に21歳以上で、大学・高専・高校等の土木、建築等の学科を専攻した卒業生は2年以上の場合もあります）従事した経験が必要です。

平成27年3月の安衛則改正によって、平成29年7月1日以降は、「足場の組立て等の業務に係る特別教育」の実施が追加され、この特別教育を受講していない期間は違法な状態（労働安全衛生法59条労働安全衛規則36条）で業務を行ったことになり、この期間は業務従事経験として認められないこととなります。ただし、21歳以上で、平成29年7月1日以前に3年以上の業務従事経験がある方の場合は従来通りの経験証明で変わりありません。

平成29年7月1日以降の業務従事期間を含む場合は、「足場の組立て等の業務に係る特別教育」受講後の従事期間を含めて3年以上の従事経験がなければ足場組立て等作業主任者技能講習の受講資格者とは認められません。

従事期間と受講資格について、図示すれば以下のとおりです。

<p>1 業務従事経験証明期間が平成29年6月30日以前の場合</p>	<p>2 業務従事経験証明期間に平成29年7月1日以降を含む場合</p>
 <p>【受講申込時に確認する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務従事経験証明 	 <p>【受講申込時に確認する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務従事経験証明 ・特別教育を受講した証明又は特別教育の受講の全部を省略できる証明（平成29年6月30日以前に修了したものに限る）
<p>3 業務従事経験証明期間が平成29年7月1日以降の場合</p>	<p>（2の事例）</p> <p>平成29年10月に特別教育を受講した場合は、平成29年7月1日以前の経験期間と、平成29年10月以降の経験期間が通算して3年以上となる必要があります。</p>
 <p>【受講申込時に確認する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務従事経験証明 ・特別教育を受講した証明又は特別教育の受講の全部を省略できる証明（業務従事経験証明期間の始期日前に修了したものに限る） 	

平成29年7月1日以降の従事期間を含め3年となる場合は、足場組立て等作業主任者受講申込書に、特別教育の受講記録の写し（修了証、安全衛生教育手帳の特別教育受講の該当部分）又は事業主の特別教育実施証明書を添付していただきますようお願いします。

詳しくは当支部ホームページをご覧ください。

平成30年4月から有期労働契約者の「無期転換ルール」が本格化します!!
= 厚生労働大臣から「要請書」が発せられました =

平成25年4月に施行された改正労働契約法第18条で、数か月とか1年とか雇用期間を定めた契約を毎回繰り返し更新して通算5年を超えた場合は、「労働者からの申込み」によって、「期間のない(雇用期間を定めない)労働契約」に変えることができる仕組み(これを「無期転換ルール」といいます)が、5年間猶予されていましたが、いよいよ平成30年4月に発効することとなり、「無期転換ルール」が本格化します。

上記労働条件に該当する労働者を継続雇用している事業場は、無期転換ルールに対応する人事制度の検討を早めをお願いします。以下に「厚生労働大臣要請文」を掲載します。

平成30年2月8日

関係団体 各位

平成30年4月からの無期転換ルールの本格化に向けた要請書

労働基準行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成25年4月に施行の改正労働契約法第18条に規定された「同一の使用者ととの間で有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できる仕組み」(以下、「無期転換ルール」という。)は、雇止め不安などを解消し、安心して働き続けることができる社会を実現することで、労働者が長期的なキャリア形成を図ることを可能とするとともに、企業にとっても優秀な人材の確保を可能とするものです。

これまで、厚生労働省においては、無期転換を申し込む権利が本格的に発生することが見込まれる平成30年4月1日まで残り約半年となる時期を捉えて、昨年9月から10月までを「無期転換ルール取組促進キャンペーン」と定め、集中的な周知広報の取組を行ったところであり、貴会におかれましても、会員企業・団体等に対する周知啓発にご協力いただいたところです。

一方、平成30年4月1日まで残りわずかとなり、一部報道において、有期契約労働者を多く雇用する業界における無期転換ルールへの対応について取り上げられるなど、無期転換ルールの円滑な導入に向けた社会的関心が高まりつつある状況にあります。

無期転換ルールへの対応にあたりましては、無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止め等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではなく、慎重な対応が必要です。

また、無期転換ルールに対応するための人事制度の検討や就業規則などの関係諸規程の整備が未了の企業におかれては、早急な対応が必要であるほか、紛争を未然に防止するため、無期転換申込権や構築した人事制度について、事前に労働者へ説明することも重要です。

厚生労働省においては、労働契約法の趣旨を踏まえた無期転換ルールの円滑な導入が図られるよう、新たに「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」を設置するなど、平成30年4月に向けて、より一層の周知啓発に取り組んでまいります。

つきましては、貴会におかれましても、改めて無期転換ルールの趣旨を御理解いただき、同ルールの円滑な導入が図られるよう、会員企業・団体等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣
加藤勝信

平成28年・29年 建設業における事故の型別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（平成30年1月末）

事故の型別	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊	激突	はまき	切れ	踏み	高温・低温	有害物質	感電	火災	交通事故	動作の	その他	合計
平成28年	(1) 118	39	15	23	(1) 10	15	27	29	2	2	2	2	0	(1) 14	25	3	(3) 326
平成29年	(3) 113	37	17	24	(1) 9	10	26	25	1	(2) 6	0	0	2	(2) 11	21	1	(8) 303

()内は、死亡の内数

平成28年・29年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（平成30年1月末）

監督署別	全 産 業							建 設 業							対前年増減数	対前年増減数 (%)	建設業 / 全産業 (%)
	平成28年			平成29年			増減数	平成28年			平成29年						
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計				
広島中央	1	858	859	7	921	928	69	1	94	95	2	92	94	-1	-1.1	10.1	
呉	3	291	294	4	278	282	-12	0	28	28	0	30	30	2	7.1	10.6	
福山	5	564	569	9	615	624	55	1	73	74	4	58	62	-12	-16.2	9.9	
三原	2	152	154	4	181	185	31	0	18	18	1	32	33	15	83.3	17.8	
尾道	1	170	171	2	191	193	22	0	24	24	0	15	15	-9	-37.5	7.8	
三次	2	160	162	2	171	173	11	0	23	23	1	17	18	-5	-21.7	10.4	
広島北	1	344	345	2	325	327	-18	0	42	42	0	39	39	-3	-7.1	11.9	
廿日市	1	283	284	1	249	250	-34	1	21	22	0	12	12	-10	-45.5	4.8	
合計	16	2,822	2,838	31	2,931	2,962	124	3	323	326	8	295	303	-32	-7.1	10.2	

平成29年・30年 建設業における事故の型別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（平成30年1月末）

事故の型別	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊	激突	はまき	切れ	踏み	高温・低温	有害物質	感電	火災	交通事故	動作の	その他	合計
平成29年	9	3	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	(1) 1	0	0	(1) 16
平成30年	5	2	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	12

()内は、死亡の内数

平成29年・30年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（平成30年1月末）

監督署別	全 産 業							建 設 業							対前年増減数	対前年増減数 (%)	建設業 / 全産業 (%)
	平成29年			平成30年			増減数	平成29年			平成30年						
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計				
広島中央	0	24	24	0	15	15	-9	0	4	4	0	4	4	0	0.0	26.7	
呉	0	11	11	0	9	9	-2	0	1	1	0	0	0	-1	-100.0	0	
福山	1	28	29	0	23	23	-6	1	2	3	0	2	2	-1	-33.3	8.7	
三原	0	9	9	0	8	8	-1	0	3	3	0	2	2	-1	-33.3	25.0	
尾道	0	18	18	0	4	4	-14	0	2	2	0	0	0	-2	-100.0	0	
三次	0	5	5	0	7	7	2	0	2	2	0	3	3	1	50.0	42.9	
広島北	0	11	11	0	12	12	1	0	1	1	0	1	1	0	0	8.3	
廿日市	0	7	7	0	4	4	-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	1	113	114	0	82	82	-32	1	15	16	0	12	12	-4	-25.0	14.6	

建設業労働災害防止協会広島県支部

平成29年度講習計画

(平成30年3月末までの計画)

職長等各種教育日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会
3月13～14日	広島市	広島

建設工事に従事する労働者の
ための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

平成30年度講習計画

(平成30年4月～平成30年6月末までの計画)

作業主任者技能講習日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	受付分会	酸欠・硫化水素危険	実施場所	受付分会
4月18～19日	広島市	支部	5月15～17日	三次市	三次	6月15・16・18日	広島市	広島
5月14～15日	福山市	福山	22～24日	呉市	呉			
6月21～22日	三原市	三原	6月19～21日	広島市	支部			
						型枠支保工の組立て等	実施場所	受付分会
			建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	受付分会	6月19～20日	三次市	三次
			6月6～7日	広島市	支部	27～28日	福山市	福山

特別教育日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	巻上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会
4月24日	広島市	支部	4月25日	広島市	広島	5月22日	福山市	福山
5月18日	福山市	福山	6月7日	福山市	福山	6月28日	広島市	広島
30日	呉市	呉	28日	呉市	呉			
6月4日	広島市	支部				低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会
13日	尾道市	尾道	ロープ高所作業(学科のみ)	実施場所	受付分会	4月20日	広島市	広島
			4月12日	広島市	支部			

特別教育に準じた教育日程

振動工具取扱作業従事者	実施場所	受付分会	刈払機取扱作業	実施場所	受付分会
6月20日	福山市	福山	4月24日	福山市	福山

統括・職長等各種教育日程

現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	斜面点検者教育	実施場所	受付分会
4月26日	福山市	福山	4月19～20日	尾道市	尾道	4月17日	三次市	三次
6月5日	呉市	呉	5月10～11日	福山市	福山	5月9日	広島市	支部
			24～25日	広島市	広島			
足場能力向上教育 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会	6月14～15日	呉市	呉	熱中症予防指導員・管理者	実施場所	受付分会
6月14日	広島市	支部				5月17日	広島市	支部
						6月6日	福山市	福山
						13日	広島市	支部

*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部(082)228-8250

広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252

三原分会(0848)63-9920

三次分会(0824)62-4391

呉分会(0823)22-6886

尾道分会(0848)22-8918

廿日市分会(0829)31-0196

福山分会(084)924-4320

ホームページアドレス

建災防広島県支部
建災防広島県支部広島分会
建災防広島県支部福山分会
建災防広島県支部三次分会

<http://www.jcosha-hiroshima.jp/>
<http://www.jcosha-hiroshima.jp/hiroshimabunkai/>
<http://fukubun.sakura.ne.jp/>
<http://ww7.enjoy.ne.jp/~kfm62/>